

令和4年度 介護サービス事業者等に対する指導監査等の基本方針

第1 対象

介護保険法（以下「法」という。）の規定に基づき、市が指定した地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者並びに介護予防・日常生活支援総合事業のうち第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う指定事業者（以下「介護サービス事業者等」という。）

第2 指導について

1 目的

法第23条及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）の規定に基づく介護サービス事業者等に対する指導は、次に掲げる基準等に定める介護給付、予防給付及び第1号事業支給費の支給（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の取扱い並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する事項について周知徹底を図るとともに、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図るために実施する。

- (1) 志木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年志木市条例第18号）
- (2) 志木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年志木市条例第2号）
- (3) 志木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年志木市条例第19号）
- (4) 志木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年志木市条例第26号）
- (5) 志木市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスAの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規程（平成29年志木市告示第78号）
- (6) 志木市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスAの人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規程（平成29年志木市告示第79号）
- (7) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- (8) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
- (9) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- (10) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）
- (11) 志木市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準（平成29年志木市告示第77号）

2 集団指導

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求内容、制度改正及び過去の指導事例等に基づき必要と考えられる指導内容に応じて、介護サービス事業者等を選定し、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

3 実地指導

(1) 実地指導は、次に掲げる介護サービス事業者等を対象に、介護サービス事業者等の当該指定に係る事業所において、関係書類を閲覧するとともに、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。

また、事業所内を巡視し、設備、避難経路、衛生管理の状況、重要事項の掲示及び個人情報に係る書類の保管状況等の確認を行う。

ア 年間計画に基づき選定した介護サービス事業者等

イ その他特に実地による指導を要すると認める介護サービス事業者等

(2) 実地指導の実施の周期等

ア 実地指導の実施の周期については、原則として、3か年に1回とする。

イ 第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う指定事業者に対する実地指導の実施は、次のとおりとする。

(ア) 当該事業者が、地域密着型通所介護事業者である場合は、原則として同時に実施する。

(イ) 当該事業者が、訪問介護事業者又は通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所で一体的に運営している場合は、アにかかわらず、原則として、訪問介護事業者又は通所介護事業者に対する県の実地指導と同日に実施する。

ウ 新たに指定を受けた事業者に対する実地指導は、原則として、指定を受けた年度又は次年度において実施する。

(3) 実地指導の実施に当たっては、対象となる介護サービス事業者等と事前に日程を調整の上、概ね実施日の1か月前までに文書により通知する。

ただし、事前に通知することにより、適正な実地指導を実施することができないと認められる場合は、実地指導を実施する際に文書を交付する。

(4) 実地指導の結果、改善を要する事項が認められる場合には、文書により指導結果の通知を行うとともに、当該指導事項に係る改善報告書の提出を求める。

提出された改善報告書の内容を確認し、改善が不十分な場合は、必要に応じて、管理者等の呼び出し又は再度の実地指導の実施等、改善の徹底を図る。

(5) 介護サービス事業者等の運営の適正化に加え、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することを目的として、文書で改善報告を求める文書指導事項及びその改善状況の概要について、市のホームページで公表する。

(6) 指導の重点項目

令和4年度においては、特に次の項目について重点的に指導を行う。

- ア 水防法等に基づく非常災害対策
- イ 新型コロナウイルス等感染症対策
- ウ 業務継続計画策定の促進
- エ 虐待防止対策
- オ 介護報酬等の適正な算定
- カ 新たな介護人材確保対策と定着支援の取組

第3 監査について

1 目的

法第78条の7第1項、第83条第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項及び第115条の45の7第1項の規定に基づく介護サービス事業者等に対する監査は、次の各号のいずれかに該当する場合（以下「指定基準違反等」という。）に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずるために実施する。

なお、実地指導の実施中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行う。

- (1) 人員・設備・運営基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがある場合
- (2) 介護報酬請求について不正又は不正の疑いがある場合
- (3) 高齢者虐待等がある又はその疑いがある場合

2 監査対象の選定

監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行う。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報（具体的な指定基準違反等が把握でき、又は指定基準違反等が疑われる蓋然性が高い場合に限る。）
- (2) 介護報酬の請求データ等の分析から特異傾向を示す介護サービス事業者等に係る情報
- (3) 実地指導において確認した指定基準違反等に関する情報
- (4) 死亡事故等の重大事故の発生又は利用者の生命、心身又は財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報
- (5) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

第4 行政上の措置について

監査の結果、指定基準違反等に該当すると認めるときは、法第78条の9、第78条の10、第83条の2、第84条、第115条の18、第115条の19、第115条の28、第115条の29、第115条の45の8及び第115条の45の9の規定に基づき、「勧告、命令等」及び「指定の取消し等」の行政上の措置を行う。

第5 不正利得の徴収について

介護サービス事業者等が、偽りその他不正の行為により介護報酬の支払を受けたときは、法第22条第3項の規定に基づき、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。

第6 業務管理体制確認検査について

1 目的

法第115条の33第1項の規定に基づく介護サービス事業者等（地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が志木市の区域内にのみ所在するものに限る。）に対する業務管理体制の整備に係る確認検査は、法第115条の32第1項に定める業務管理体制が適切に整備されているか確認するために実施する。

2 検査方法

- (1) 検査の実施方法は、一般検査及び特別検査とする。
- (2) 一般検査は定期的実施し、実地指導を行う場合には、併せて実施する。
- (3) 特別検査は、介護サービス事業者等の指定の取消し等に相当する事案が発生した場合に、当該介護サービス事業者等における業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証するために実施する。